

一般社団法人 日本相続学会
ロゴマークの使用に関する規程

2022年6月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本相続学会（以下「本学会」という。）のロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙に掲げる図柄（モノクロを含む）をいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、一般社団法人日本相続学会に属する。

(使用の申請)

第4条 本学会ロゴマークの使用を希望する者は、本規程に同意の上、本学会会長（以下「会長」という。）に対し申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、申請は原則 e-mail によるものとする。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 会長は、申請を受理したときはその内容を審査し、使用の可否を決定し、その結果を使用承認書（様式第2号）により申請者に連絡する。

2 会長は、ロゴマーク使用の可否判断に慎重な検討を要すると判断したときは、理事会に諮問する。

(使用承認の制限)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号に該当する場合は、原則として承認しないものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 本学会の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場

合

- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合およびこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき
- (8) その他、ロゴマークの使用が適当でないと思われる場合

（使用上の遵守事項）

第7条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的および使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) ロゴマークの一部のみを使用し、またはロゴマークを変形し、改変し、もしくは他の図形や文字と重ねたりして使用しないこと。
- (5) ロゴマークそのものを商品化しないこと。

（承認の取消等）

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、使用者に対して、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取消された場合、承認取消の日から使用できないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマークの使用継続が不適當であると認められた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第9条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

（損失補償等の責任）

第10条 本学会は、ロゴマークの使用を承認したこと、不承認したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本学会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により本学会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本学会に賠償しなければならない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、本学会事務局長が行う。

(規程の変更)

第12条 この規程は理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 この規程は2022年6月29日より施行する。

別 紙

一般社団法人日本相続学会 ロゴマーク

【ロゴマーク 1】



【ロゴマーク 2】



一般社団法人日本相続学会 ロゴマーク使用申請書

年 月 日

一般社団法人日本相続学会 会長 様

住 所 〒 _____

名 称 _____

代表者名 _____

一般社団法人日本相続学会のロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用申請の対象物の種別	1. 印刷物（チラシ・新聞広告・ハンプレット・名刺・その他） 2. WEB上での利用 3. 商品への利用 4. その他（ ）
使用するデザイン	ロゴマーク1 ロゴマーク2
具体的な内容 (配布数量・サイズ ・配布場所・広告回数等)	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：

※添付書類

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料（企業パンフレットなど。個人の場合はプロフィール）
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等

一般社団法人日本相続学会 ロゴマーク使用承認書

年 月 日

様

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤 久夫

年 月 日付で申請のありました一般社団法人日本相続学会ロゴマークの使用について、下記のとおり承認します。なお、使用にあたっては、一般社団法人日本相続学会ロゴマークの使用に関する規程を遵守してください。

記

承認番号	
使用目的	
使用申請の対象物の種別	
使用するデザイン	ロゴマーク 1 ロゴマーク 2
使用期間	年 月 日から（会員登録中のみ）
使用にあたっての条件	

【留意事項】

- 一般社団法人日本相続学会ロゴマークの使用に関する規程第8条第1項に該当する事由があった場合には、承認を取消します。取消された日から使用することはできません。この場合、取消により使用者に生じた損害について、本学会は一切の責任を負いません。
- 一般社団法人日本相続学会ロゴマークの使用に関する規程第8条第3項に基づき、ロゴマークの使用の状況、使用した物件の状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことがあります。